

令和 6 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 1 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１１番	深沢義一	１２番	熊谷良夫
１３番	澁谷俊二	１４番	長谷川幸子
１５番	鈴木良勝	１６番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇高 橋 邦 武 議 員

○議長（森元淑雄） 最初に、6番、高橋邦武議員の一般質問を許可いたします。高橋邦武議員、登壇願います。

（6番 高橋邦武議員 登壇）

○6番（高橋邦武） おはようございます。

通告に基づき、第2期美郷版総合戦略について、一般質問いたします。

政府が看板政策として始めた「地方創生」は、10年を迎え、岐路に立っています。2060年における人口の1億人維持を掲げ、人口減少の克服と東京一極集中の是正を目的としていましたが、総人口の減少は止まらず、地方の衰退は進み、首都圏への集中という流れは改善されていません。

政策の柱は、人口の将来見通しを示す人口ビジョンと、その人口を維持するための施策を定める総合戦略であり、政府と地方自治体それぞれが策定しています。

町では、平成27年10月に人口問題を切り口に施策分野を整理し、第1期美郷版総合戦略を策定しました。令和2年3月には、政府の閣議決定を受け、地方創生の充実・強化に向けた切れ目のない取組を進めるため、第1期の総合戦略を検証し、第2期美郷版総合戦略を策定しました。

また、令和4年9月には、国の総合戦略の見直しを踏まえ、デジタルの力を活用した取組を加速化するため、美郷町デジタル田園都市構想総合戦略（第2期美郷版総合戦略）と名称変更しました。当該戦略の中では、人口動向と目指すべき将来人口が記載されており、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）と町独自の推計が折れ線グラフで比較されています。重要なポイントは、町の取組施策を実施すれば、衝撃的な社人研の推計よりは人口減少に相当な歯止めがかかるという町の推計です。

しかし、社人研が昨年12月に公表した推計人口はさらに下方修正されており、現状では、町の推計人口との乖離が広がっていると思われます。町では、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けて推計していますが、目指すべき将来人口をそれぞれどのように展望しているのか、お伺いいたします。

次に、社人研が公表した地域別推計人口では、令和32年時点の15から64歳の生産年齢人口を令和2年と比べたところ、秋田市を除く市町村が半数未満に減る見通しでした。働き手の中心を担う年齢層が大幅に減ると、地域の産業や福祉の人材不足に直面するほか、地方自治体の運営や交通・物流の維持が困難になるおそれがあり、少子化対策の強化と東京一極集中の是正が喫緊の課題ですが、現実是不透明な状況です。基本的には、産業の振興、雇用の拡大、所得の向上がつながると、最大の人口減少対策になると思います。

第2期美郷版総合戦略では、基本目標1に「安心して働き、稼ぐ地域をつくる」を掲げ、商工業の振興、労働雇用対策の充実、農業の振興を施策としています。商工業の振興の一つとして、企業誘致の推進や企業活動の支援により、雇用の創出や地域経済の活性化を図ることとしています。

県では、女性や若者が秋田に定着・回帰することに重点を置いており、高校生・大学生に向け調査した結果、魅力的な業種は医療業、情報通信業、建設業、娯楽業、福祉・保健衛生の次に製造業、理容・美容業、専門サービス業が続いています。

これまで、県内の誘致企業は製造業の割合が高いと言われており、改正された美郷町企業誘致条例が去る4月から施行されていますが、誘致活動をどのように推進していくのか、お伺いいたします。

また、既存企業の事業継続・発展に向け、企業活動への各種経済支援は重要です。町では、事業所増設、機械装置整備、新分野進出、事業承継などに当たって助成・支援を行っています。近年、新型コロナウイルス感染症への対応、物価や燃料費の高騰、賃金上昇による人件費の増加、人手不足と売手市場、インボイス・消費税制度や電子帳簿保存法、デジタル化など、企業をめぐ

る環境が激しく変化しています。

町商工会では、これらに対する相談事業を実施しており、県仙北地域振興局でも企業訪問を行っていることから、関係機関が連携するとともに、町でも既存企業にニーズ調査を行うことが必要と思いますが、町の施策につなげる企業の要望等の把握についてお伺いいたします。

最後に、社人研の地域別推計人口は、各地で働き手が激減する厳しい将来像を突きつけました。労働力が先細りする中、地域の産業をどう持続、成長させるのか、自治体のアイデアが問われる時代になったと感じています。

ロボット技術を活用して、スマート稲作を実施している自治体があり、スマート農機の導入や効率的な利用が求められていますが、スマート農業の普及拡大をどのように進めるのか、お伺いいたします。

また、県では、外国人労働者数が全国最少であることから、労働力として期待される外国人材への企業の関心を高め、受入れに向けたサポート体制を強化するため、市町村との連携による受入れ環境づくりを促進することとしています。これまでのタイ王国との国際交流を生かし、技術者やプログラマーなどの専門人材を誘致するなど、外国人労働者の受入れについてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、人口の将来展望についてですが、第2期美郷版総合戦略である「美郷町デジタル田園都市構想総合戦略」における本町の人口動向と目指すべき将来人口については、平成27年の国勢調査をもとに、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の地域別将来推計人口」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部が推計した本町の将来人口が、令和42年、西暦2060年に7,274人とされております。

それに対して町では、出生率の向上による「自然減の抑制」、住環境や雇用環境等の整備充実による「社会減の抑制」、人口減少の様々な要因に対応する「長期的かつ総合的な観点でのまちづくり」の3つの方向性に基づく各般の取組を進めることで、令和42年の目指すべき将来人口を約1万人としております。

その構成割合ですが、町の推計による令和42年の年少人口は、国の推計値7.0%に対して13.2%、生産年齢人口は37.2%に対して46.2%、老年人口は55.8%に対して40.6%と、国の推計値を

改善させる計画としておりますが、議員おっしゃいますとおり、現時点で推計値よりも早いペースで人口減少並びに少子高齢化が進行している現状を踏まえ、年少人口割合、生産年齢人口割合が小さくなり、一方、高齢人口割合が大きくなるものと推定され、目標達成は厳しい状況にあるものと見通しております。しかしながら、諦めることなく、引き続き各般の施策展開を続けることで、将来人口に近づく努力を重ねてまいりたいと存じます。

次に、企業支援の充実についてですが、企業誘致の実現は、残念ながら平成28年以降ありません。そのため、令和6年3月議会定例会において、美郷町企業誘致条例を改正し、製造業に加え、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業、農業など対象業種を拡大し、より幅広い業種を誘致できるようにしてきたところです。

その誘致については、町単独というよりは広域的にPRしていくことが効果的であると基本的に考えており、今後も県企業誘致推進協議会をはじめ、関係機関と連携しながら誘致活動を行ってまいりたいと存じます。

また、町内の既存企業との共存共栄も大切である旨認識しており、町内企業との対話などを通じ、町内企業に関連する企業、調和の取りやすい企業に誘致活動を展開するなど、幅広い手法で誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、既存企業に対する支援についてですが、これまで事業所増設や機械装備整備に係る支援として3事業所、新分野進出に係る支援として1事業所に対して支援策を講じてきております。また、昨年度は、製造業へのエネルギー価格高騰対策の支援として18事業所、省エネルギー設備への導入支援として3事業所に支援策を講じてきたところです。

しかしながら、物価や燃料費の高騰、人手不足の状況など企業を取り巻く市場環境の変化は激しく、それに伴う企業のニーズも日々変化しているため、町ではこれまで県と合同で町内企業を訪問し、個別のニーズ把握に努めているほか、今年度は、町企業連携協議会の総会開催に関連し、会員企業に対するアンケート調査を行い、ニーズ把握に努めているところです。今後は、こうしたアンケート結果も踏まえつつ、新たな事業や支援策の必要性等について検討してまいりたいと存じます。

次に、人手不足の克服に向けてですが、スマート農業の普及拡大については、ロボット技術やIoT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能とするスマート農業は、人口減少や高齢化に伴い農業従事者が減少する中、地域農業を維持・発展させていくための一つの方法であると認識しております。

そうした認識のもと、町ではこれまで各種補助事業によりスマート農機の導入を支援してきて

いるところです。具体的には、国・県・町の支援事業を活用して、第2期美郷版総合戦略の期間内で申しますと、GPS衛星を活用したトラクターの自動操舵システム1台、自動操舵機能や直進アシスト機能付トラクター11台、直進アシスト機能付田植機13台、ドローン5台、センサーによる食味や収量等の測定機能付コンバイン10台が導入されているところです。

また、町では県、大仙市、仙北市、秋田県仙北平野土地改良区と仙北平野地区情報通信環境整備対策利活用検討協議会を組織し、国の補助事業を活用しながら、町内全域で利用可能なRTK基地局の整備を推進してきており、令和6年4月からは同基地局が運用開始し、GPS衛星を活用した高精度の位置情報を利用したスマート農機による農作業の省力化、効率化の取組が実施しやすい環境となっているところです。

町としましては、こうした優位性のある利用環境の周知に努めるとともに、引き続き各種支援制度の周知に努め、GPS衛星を利用したスマート農機等の普及・利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、町単独事業の営農継続支援事業については、新たに自動操舵システム等の農業機械本体以外の機械装置も補助対象とするよう制度の拡充を検討し、スマート農業の普及拡大を推進してまいりたいと存じます。

最後に、外国人労働者の受入れについてですが、令和5年10月末時点の県内外国人労働者は3,161人で、全国最少であることは議員ご指摘のとおりです。そこで県では、本年6月4日に外国人材受入サポートセンターを開設し、企業からの相談を受けることに加え、専門家の派遣やセミナー、出前講座の開催など、伴走型・プッシュ型の支援を行うと伺っているところです。一方、県が令和5年10月に県内事業所1,135社に行ったアンケートでは、外国人材の受入れについて、72.8%が予定・検討していないとの結果とのことでした。

こうした状況を踏まえながら、町としては、町企業連携協議会や町商工会を通じて、この外国人材受入サポートセンターをPRするとともに、県が主催するイベント等への参加を促し、まずは、外国人材受入れに対する企業の意識醸成に努めてまいりたいと考えております。

タイ王国との国際交流を生かした専門人材の誘致については、昨年11月にタイ王国を訪問した際、ノンタブリー県副知事と面会させていただき、教育交流のほかに、経済交流を含む幅広い交流について提案してきておりますが、現在のところ、その具体化には至っておらず、ハードルの高さを実感しているところです。今後も提案可能な機会には、引き続き提案を行い、議員ご提案の内容も含む経済交流等の具体化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武議員の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武） 地方創生の関係でございしますが、くしくも昨日、10年間の成果や課題を検証した報告書が発表されました。地方への移住者が増加するなど、一定の成果はありましたけれども、人口減少や東京圏への一極集中の大きな流れを変えるには至っていないということで、地方がまず厳しい状況にあることを重く受け止めるというような総括でございました。具体的には、地方へ人の移住や企業の移転を促進して、地方の大学、高校の魅力向上を推進し、また地域資源を生かす、生産者や中小企業をサポートするというような内容でございました。しかし、この取組では、これまで同様に成果が出ないため、悩む自治体が増えるのではないかと感じております。

町長は、4月13日の秋田魁新報で、地方創生という言葉が持つ訴求力が小さくなってきているというように語り、政府の看板政策やキャッチフレーズによりまして、行政に対する計画の策定に追われたというような対応を振り返りまして、地方創生にかかる政府の意欲の低下を感じている旨の記載がありました。これは、多くの人が感じているところでございますが、逆に地方創生の充実強化と、あるいは人口減少の歯止め策の強化を実現するためには、デジタルの力を活用することが必要ではないかと思えます。

幸い、今年度から美郷町DX推進基本計画が施行されておりまして、第2期美郷版総合戦略の安心して暮らせる地域づくりの施策に、住民に優しいデジタル社会の実現に向けた行政DXの推進が盛り込まれたところであります。デジタル田園都市構想総合戦略と名称を変更した第2期美郷版総合戦略は、来年度見直し時期を迎えます。町長には、デジタル技術の活用を加えました第2期美郷版総合戦略の取組方針について、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、時代は刻々変化してっております。とりわけ、デジタルを取り巻く環境は日々変化の過程にありまして、町としては、デジタル技術を活用することによって住民の利便性、ひいては住みやすさにつながり、それが定住あるいは移住につながることを目指し、今後ともデジタルのDXの推進に努めてまいりたいというように考えております。つきましては、次期改訂については当然ですが、そうした視点を入れた戦略を組むということになると認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武議員の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸 子 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、14番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員、登壇願います。

（14番 長谷川幸子議員 登壇）

○14番（長谷川幸子） おはようございます。

通告に基づいて、難聴者のための軟骨伝導イヤホンの導入について一般質問いたします。

これまで、公共の場において、「見えづらさ」に対しては老眼鏡や拡大鏡などの配慮がありましたが、「聞こえづらさ」をサポートする手段は、あまり見受けられないようです。そこで、難聴者のための軟骨伝導イヤホンの導入について、お伺いいたします。

人が音を聞く経路は、これまで、空気を通じて聞こえる「気導」と骨を振動させて聞く「骨伝導」しか知られていませんでしたが、2004年、奈良県立医科大学の細井裕司学長により、第三の聴覚経路である「軟骨伝導」が世界で初めて発見されました。そして、耳の穴の周囲にある軟骨の振動によって外耳道の内部に音源が生まれる原理を応用し、「軟骨伝導イヤホン」が開発され、注目を浴びています。

軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは異なり、骨を圧迫することがないため装着時の痛みはほとんどなく、左右のイヤホンの音量を個別で調整でき、片耳だけでも使えます。

また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、音漏れもなく、小さな声もしっかりと聞くことができます。このため、大声で話すことによって、個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。

さらに、イヤホンには穴や凸凹がなく、耳の穴の中に挿入することもないため、衛生的に使用することができます。この軟骨伝導イヤホンによって、これまでより円滑にコミュニケーションを取れるようになるのではないのでしょうか。

既に軟骨伝導イヤホンを導入している東京都北区役所の高齢福祉課窓口担当者によると、「これまで耳の遠い高齢者とは、職員がプラスチックの筒状の助聴器を相手の耳に当てて会話するなど工夫していた。しかし、コロナ禍以降はマスク着用や飛沫防止パーテーションの設置で、意思疎通が難しい環境になっていた。軟骨伝導イヤホンを使えば、附属の集音器が職員の声を拾い、イ

ヤホンを通じて相談者にはっきりと届く。不特定多数の人が利用するため、清潔に使えることも導入の決め手になった」とのことです。

現在は、自治体や銀行、警察などの窓口にも、この軟骨伝導イヤホンの導入が広がりを見せています。軟骨伝導によるイヤホンを窓口に設置することにより、聞こえづらさや、大きな声で話し、個人情報を周囲に漏らすリスクの軽減が図られることで、窓口における住民サービスの向上にも大きくつながると考えます。また、窓口業務の時間短縮にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、1点目に、本町の庁舎窓口では、耳が聞こえづらい町民の方に対してどのような対応をされているのか、お伺いします。

2点目に、本町の庁舎窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

軟骨伝導イヤホンについては、議員ご紹介のとおり、従来の頭蓋骨を振動させて音を伝える骨伝導と比べて装着時の痛みが少なく、また左右のイヤホンの音を個別で調整できるとのことです。県内自治体では導入実績はないようですが、西日本の自治体を中心に導入事例があるところで

さて、耳が聞こえづらい方に対する町職員の対応についてですが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」に基づき、職員はゆっくりと大きな声で説明し、内容によっては筆談などのコミュニケーション手段を用いるとともに、口頭で行う案内を紙にメモして渡すなど、要領を踏まえた対応に努めてきているところです。

令和5年度における窓口対応の状況ですが、耳の聞こえづらさによる筆談等の対応件数が全庁で合わせて40件程度あり、その対応において特段のトラブルはなく、全体として円滑に相談や手続等を終えているところです。

一方、大きな声での対応については、状況によってはプライバシー保護の観点で懸念も生ずることから、通常の声量で窓口対応するほうが、来庁された方にも町職員にも望ましいことであることは言うまでもありません。そのため、ご提案の軟骨伝導イヤホンについて、既に導入している自治体の利用状況や利用課題などを直接確認した上で導入可否を見極めるとともに、利用課題が存在しない場合は、今年度下期の試験的な設置を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子議員の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 議員

○議長（森元淑雄） 次に、10番、泉 美和子議員の一般質問を許可いたします。泉 美和子議員、登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の実施について伺います。

年齢を重ねると耳が聞こえにくくなる加齢性難聴は、誰にでも起こる可能性があり、高齢者の半数以上が、聴力に何らかの不自由さを抱えていると言われています。難聴の進行は、コミュニケーション機会の減少を招き、鬱病や認知症につながることも懸念されています。国の認知症施策においても、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げています。

日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされていますが、補聴器1台の平均価格は15万円と高額で保険適用にならないため、全額自己負担です。物価高騰が続き、生活が厳しくなる中、年金生活者や所得が低い高齢者にとっては負担が大きいものです。

補聴器購入費用の助成実施については、2019年と2022年の定例議会で質問してきましたが、その後、独自助成をする自治体が広がっています。県内でも、昨年度から今年度にかけて助成する自治体が広がり、近隣では横手市、仙北市に続き、大仙市も今年度から18歳以上の難聴者を対象に助成制度を実施しました。北秋田市では申込者が多く、6月議会で補正予算を組んだとのこと。 「ぜひ町でも助成してほしい」という住民の声が寄せられています。

補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要で、WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。補聴器の使用で、高齢者の社会参加や介護予防を促進するためにも、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を実施するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

補聴器購入費助成につきましては、先ほど議員からもご紹介ありましたが、令和元年9月議会

及び令和4年12月議会における一般質問において、「国の動向に注視し、ほかの自治体の取組状況などを把握しながら引き続き検討していく」旨答弁しておりますが、現時点において、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の方に対する補聴器購入には、国の支援制度は創設されていません。

一方、議員ご説明のとおり、県内では、助成制度を創設した自治体が増加しているところです。こうした状況の中、町民からの補聴器助成に関する問合せは4月以降5件あり、高額な補聴器購入に対する助成制度のニーズが一定程度あることを認識しているところです。

また、令和6年3月に報告されました、国の令和5年度老人保健健康増進等事業による「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業報告書」では、難聴高齢者への支援は第1段階の普及啓発において、聞こえづらいつと感じたらすぐに行動に移してもらえるよう、難聴に関心を持つきっかけづくりが必要とし、「聞こえにくさ」について、早期の段階で専門医に正しく判断してもらうことが重要であると報告されております。

こうした状況を踏まえ、町としては補聴器購入に対する支援を聞こえにくさに対する早期対応の一つとして捉え、今年度下期からの助成開始を視野に、今後、支援内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子） 地方自治法改正について、町長の見解をお伺いいたします。

大規模災害、感染症の蔓延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に、国が地方自治体の自治事務に関して、必要な指示をすることができる仕組みを盛り込んだ地方自治法改正案が国会で審議されています。この法案の最大の問題は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断」すれば、地方自治体に対して発動できる国の「指示権」を新たに導入することです。重大な事態の範囲は極めて曖昧で、時の政府の勝手な判断となるのではないか、懸念されるものです。

国の指示は、感染症拡大や大規模災害、その他の事態に出せることになっていますが、武力紛争という事態での発動が想定され、平和主義との関係でも問題があり、緊急事態条項を先取りをし、憲法を骨抜きにするものです。「対等」が原則の国と自治体の関係を変え、地方分権の流れに逆行するとの批判が上がっています。改正案に対し、弁護士、自治体首長や職員、識者らが、自治と地域主権を脅かす危険性を指摘し、廃案を訴える声明が出されているほか、地方議会から反

対や慎重審議を求める意見書が可決されています。

東京都世田谷区の保坂展人区長は、自治体の判断を飛び越えて、国に強い権限を持たせる危険性を指摘しています。このたびの地方自治法改正案について、自治体の首長としてどのように受け止めているのか、見解をお伺いいたします。

また、地方自治法が改正された場合、地方自治体への影響はどのようなものがあると考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

地方自治法改正案についてですが、令和6年3月1日に国会に提出され、ご説明のとおり、5月30日に衆議院本会議で可決、現在、参議院で審議されているところです。その改正案ですが、DXの進展を踏まえた対応、地域の多様な主体の連携及び協働の推進、大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例を規定しており、議員ご説明の「指示権」に関する規定が、この特例に含まれているところです。

具体的には4つの特例があり、1として重大な事態に際して、事態対処の基本方針の検討等のため、国は地方公共団体に対して資料または意見の提出を求めることを可能とすること。2として重大な事態について、地方の資料や意見も踏まえて国が「個別法の規定では想定されない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合」とであると認めた場合においては、国が重大な事態に対処するための事務処理について、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとすること。3として重大な事態において、都道府県と市町村との間の事務処理の調整を国の指示に基づき都道府県が行うことを可能とすること。4として重大な事態において、地方公共団体相互間の応援について国が要求・指示を行い、または職員派遣のあっせん等を行うことを可能とすることが規定されております。

そこで、改正案についてどのように受け止めているのかについてですが、ご質問の「指示権」の行使については、全国町村会では、想定外の事態に万全を期す観点からその必要性は理解するものの、地方自治の本旨等が損なわれないよう範囲を限定すべきであること、災害発生や感染症蔓延時には、県や市町村の意見を聞くなどの仕組みづくりが必要であることなど、意見を述べているところですが、私もそのとおりであると認識しており、そうした受け止め方をしております。

す。

また、国においては、こうした意見を受け止めた上での対応と存じますが、法案では国の補充的な指示について、先ほど述べたような、必要な限度において行使すること、地方公共団体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう規定されているところであり、地方自治体の意思に大きく反する補充的な指示は、現段階では想定できないと認識しており、したがって議員ご懸念の地方自治体への影響も、現段階においては想定は難しいものと認識しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

泉 美和子議員の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 町村会としても要望しているということですので、そのことについてはもちろん同じような意見でありますけれども、1つ、国の権限を強化するのではないかとという点で、これまでコロナとか、それから今、能登半島地震とかの例を見て、例えばコロナでは一斉休校とか、お店の制限だとかいろいろあったんですけれども、そういうことを理由にして、そういうことに対して別に国の指示権とかを出さなくても、出したことによってかえって、国が介入することによって、かえって現場の混乱を招いているのではないかとという自治体首長の意見などが出されています。

岩手県知事などは、そういう自分の経験として、コロナ禍で、今度地方自治法を改正して行うようなことは必要でなかったと、必要とは認めないと。個別にいろいろ、こういう場合はこの法律が当てはまるとか、こういう場合は個別のやり方、法律でできるのではないかと、そういう意見が各自治体、岩手県知事も言っていますし、各自治体の首長がそのほうが、かえって現場の混乱を招きかねないのではないかとという意見が出されています。

それで、この地方自治法改正については、そういう国の指示権を本当に強化していくということが最大の問題で、そして先ほど質問の中でも言いました平和の問題、緊急事態条項、そこに入っていく、そのことが一番私は危惧されるんですけれども、そういう点に関して町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員が事例でご紹介しましたコロナの案件については結果論でございますので、もしそうでなかった場合どうなったかの検証はされていないわけですから、一面的な見方で評価することは難しいのではないかと私は思います。

それから、後段の武力の関係に関するご質問ですが、そもそも地方自治法改正にそこまで踏み込んだ想定はしていないと私は認識しておりますし、個人の意思あるいは個人の選択まで踏み込む地方自治法改正内容ではないと認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）

泉 美和子議員の再々質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 緊急事態の問題で、そこまでまず想定されていないというようなことですけれども、多くの弁護士会だとか反対の声明の中では、そのことをすごく危惧しているわけですね。そこが、これからの審議の状況が待たれるわけですが、でも衆議院の審議の中では、そのことがすごく問題になっていましたので、そのところとの関係で町長に質問をしたところでした。

以上で終わります。

○議長（森元淑雄） これで、10番、泉 美和子議員の一般質問を終わります。

◇高 橋 正 和 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、9番、高橋正和議員の一般質問を許可いたします。高橋正和議員、登壇願います。

（9番 高橋正和議員 登壇）

○9番（高橋正和） 連日のように新聞、テレビなどで報道されている熊対策についてであります。秋田県立大学の星崎教授が、人口減少、過疎化が甚だしい秋田県では、熊が人の生活圏に下りてくることを十数年前から警鐘を鳴らしておられたようですが、ついに現実のこととなりました。

秋田県で昨年発生した人身被害は、全国最多の70人でありました。そうした中、美郷町においては猟友会の皆様や役場職員の懸命の努力により一件の人身被害もなく、この場をお借りし、心より感謝申し上げます。

秋田県においては、今年も前年を上回る熊の目撃情報があり、人身被害も出ております。高齢化や過疎化が進む中、山林の手入れなども思うようになされておらず心配です。また、昨年の秋は、生活道路に柿を食べたと思われる排せつ物をよく見かけました。とても子供たちが外で遊べる状況にはありませんでした。山の食べ物が不足し、人里の柿や栗が熊を引き寄せた要因と思われます。

そうした中、柿や栗の木をこの際、伐採したいと思っている町民が多くおられるようですが、伐採には相当の費用が必要となります。なかなか踏み切れない現実があります。住民の声を踏まえ、熊が人の生活圏に近づかない対策の一つとして、放置された柿や栗の木を伐採すべく、その費用に対しての助成を速やかに実施すべきと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度は本町においても熊の出没が相次ぎ、114件の目撃情報が寄せられ、79頭を捕獲するなど、例年をはるかに上回る出没状況でした。幸いにも議員おっしゃいましたとおり、人身被害はありませんでしたが、果樹を中心に61万円ほどの農業被害が発生しているところです。

異常出没の主な原因としては、熊の餌となるブナの実の不作などが考えられますが、今年度も同様に不作の場合、冬眠前の秋に実った栗や柿等を求めて人里への出没が懸念されるところです。

そうした中、議員ご指摘のとおり、住宅の敷地内等に放置された栗や柿などのいわゆる放任果樹を伐採することは、人の生活圏への熊の誘引を抑制する効果のある程度有しているものと認識しております。

ただし町では、放任果樹は基本的に個人が所有する財産であり、本来所有者が適正に管理する範囲の中で必要に応じて伐採すべきものと考えており、これまで伐採に対する助成制度は設けていないところです。

一方、既に新聞等で報道されているとおり、県においては現在、放任果樹の伐採に関する事業を市町村と協力して事業展開することを検討しているとのことで、町としては、県が支援制度を創設する以上、制度趣旨を踏まえた上で適切に対応していくことが望ましいと認識するところです。そのため、県が検討している制度内容の把握に努めるとともに、具体化された際には、町として早期に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○9番（高橋正和） 昨年、北秋田市では中学生が帰宅途中、熊に襲われました。美郷町でも小学生が山沿いの道路を1人で歩いて帰宅していたり、中学生が薄暗い道路を1人で自転車で帰宅する姿をよく見かけます。熊との遭遇を考えると非常に心配です。美郷町の各学校においては、熊

と遭遇したときの対処方法について、どのようにすべきと教えておられるか、お伺いします。

また、熊用の鈴とか撃退用スプレーとかのニュースも聞きますが、今後、美郷町においては、どのようにして町の宝である子供たちの安全を確保していくのか、お伺いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

熊との遭遇を防ぐ対策として、県内で熊鈴を児童生徒に配付しているのが4市町村、今後予定しているのが1市1村のようです。熊鈴に関しては、山の中では効果はあるが、住宅地に下りて人間や騒音に慣れた熊には逆効果となる指摘や、市街地などでは鈴の音がうるさいという住民からの苦情があるなど様々な意見があるため、町としては現段階での配付は考えておりません。

また、熊撃退スプレーについては、美郷中学校の屋外で活動する運動部が以前より携行しながら活動していましたが、現時点で町内全ての小中学校、こども園及び放課後児童クラブに配備しております。熊撃退スプレーは使用上の注意が必要で、誤った使い方によっては事故につながりかねないため、児童生徒個人に配付する予定はありません。

児童生徒の登下校時の熊対応ですが、当町では熊出没の際は、状況に応じて学校から保護者へ緊急メールを発信し、小学校では保護者によるスクールバス乗降所での見届け、スクールバス利用以外の児童については保護者による送迎を実施しております。また、中学校でも熊の目撃情報をもとに保護者による送迎の対応をお願いするなど、熊出没時の緊急体制は整っていると認識しているところです。

熊による人身被害防止対策として、まずは熊の生態を知ること、熊との遭遇を防ぐためにできること、万が一遭遇してしまったときにできることなどを児童生徒が正しく理解することが大切であるというように考えます。

千畑小学校では、先月、県自然保護課の専門員3名を講師に迎え、全校児童を対象に熊に対する対応や理解を深める講座を実施しました。あわせて、保護者に対して熊出没時の学校からの緊急メール受信、保護者による登下校の送迎、スクールバス乗降時の見届けなど、ご理解とご協力をいただくよう改めて依頼をしております。今後、六郷小学校や仙南小学校でも同様の講座を予定しており、美郷中学校でも講座開催を検討しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、高橋正和議員の一般質問を終わります。

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前10時53分)

(午前11時01分)

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

◇鈴木正洋議員

○議長（森元淑雄） 次に、3番、鈴木正洋議員の一般質問を許可いたします。鈴木正洋議員、登壇願います。

（3番 鈴木正洋議員 登壇）

○3番（鈴木正洋） 通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、認知症対策の充実についてお伺いします。

今年1月、認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指す「認知症基本法」が施行されました。私の亡くなった父がレビー小体型認知症だったことや、3月に公民館で開催された「介護予防講演会」で若年性アルツハイマー型認知症について学んだことなどから、認知症は誰でもかかる身近な病気であることを認識しています。2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になるという推計もあります。美郷町の認知症対策の充実を願い、2項目の質問をさせていただきます。

まずは、ヘルプカードの導入についてです。介護予防講演会で上映された「オレンジ・ランプ」という映画の中で、認知症を抱えた主人公が外出先で場所が分からなくなったとき、「〇〇バスの〇〇線に乗って〇〇停留所で降りたいです」と書いたヘルプカードを近くの人に示し、自宅に戻ってくるという話がありました。ヘルプカードは、認知症の人が助けてほしいこと、望んでいることなどをあらかじめ記入しておき、携帯して利用するものです。障害者向けのヘルプマークとヘルプカードは、美郷町でも配布が行われています。このヘルプカードを認知症の人に向けて手を加えた「オレンジ・ヘルプカード」として活用している自治体もあります。

それとは別に、認知症介護研究・研修東京センターが開発した「希望をかなえるヘルプカード」もあります。これは、認知症の人が希望する内容がより伝えやすくなっており、導入する自治体も増えてきています。従来からのヘルプマークと併用することもでき、大仙市や横手市などが導入している「見守りシール」と組み合わせることも可能です。

厚生労働省の認知症施策推進大綱では、2025年までにヘルプカードの利用促進と普及を目指す

ことになっていますが、美郷町はヘルプカードの導入にどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

続いての質問は、高齢者の補聴器購入への助成についてです。この件は、泉 美和子議員が一般質問で取り上げてこられたため詳しい説明は不要と思われますが、最近の研究によると、難聴が認知症のリスクを高めること、補聴器の使用が認知症へのリスクを低減させることが報告されています。今思うと、私の父も早いうちから聴力の低下がありました。難聴になると、コミュニケーションの機会が減少し、認知機能の低下につながると言われています。

高齢者の補聴器購入に助成している県内の自治体は仙北市や大仙市、横手市、湯沢市などのほか、町村の中では三種町があります。認知症の予防と進行抑制のため、美郷町も高齢者の補聴器購入に対して助成を行うべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヘルプマーク及びヘルプカードについてですが、ご質問のありました認知症の方のほか、障害のある方や難病を抱えている方、妊娠初期の方などを対象に、県や各市町村において平成29年12月より配布を行っており、当町ではこれまでヘルプマーク延べ72個、ヘルプカード延べ65枚配布しております。

ヘルプカードについては、住所、名前、性別、生年月日、血液型など本人に関する基本情報や連絡先3か所の記載も可能となっており、加えて大切な連絡欄や自由記述欄もあることから、その部分で認知症の方も利用できるものと考えております。

また、認知症の症状や他人に認知症と知られることへの抵抗感などにも配慮が必要で、そのため町としては、当面、現在配布しているカードを使用していきたいと考えております。なお、現在、町で配布しているヘルプカードは県が作成しているもので、県内全市町村同様のものを使用しているところです。

また、認知症の方の使いやすさに対する工夫については、カード配付の際に、その方の状況を踏まえて個別相談に応じ、対応してまいりたいと考えております。いずれ、認知症の方にもご活用いただける現在のヘルプカードについては、引き続き町の広報やホームページ、美郷フェスタなどの様々な機会を通じて紹介し、認知度向上と利用促進に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の高齢者の補聴器購入への助成についてですが、先ほどの一般質問にお答えしましたと

おり、町としては補聴器購入に対する支援を、認知症の予防にもつながる聞こえにくさに対する早期対応の一つとして、今年度下期からの助成開始を視野に、今後、支援内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋） 続きまして、冬でも利用できる屋内グラウンドの整備を。美郷町には体育館が幾つもあり、人工芝の敷かれた「屋内スポーツ館」もあるおかげで、冬場でも様々なスポーツを楽しむことができます。ところが、野球となると、冬は土の上で練習できる環境にありません。

美郷中学校の野球部は冬の間、北体育館や屋内スポーツ館などで練習しています。中学生が使うボールは軟球のため、屋内で練習することもできます。しかし、硬球を使う六郷高校の野球部になると、屋内での練習は難しくなります。高校の体育館を移動式ネットで区切った一角だけが、キャッチボールのできる空間となっています。ほかの部員たちは、テニスボールなどの代替球を使って練習しています。

大仙市の太田球場の隣には、野球の練習に使える「太田交流プラザ」という屋根付の施設があります。体育館ほどの広さで、中は「土のグラウンド」になっています。秋田修英高校や社会人のチームなどがよく利用し、冬場は空きが少ない状況です。

美郷町は、「いきいきスポーツ健康のまち」を宣言し、「町は、誰にとっても安全で安心なスポーツ施設の整備に努める」とうたっています。「冬期間」でも「土の上」で「硬球」を使った野球の練習ができる環境を整備すべきではないでしょうか。

旧仙南西小学校の利用者を公募している最中ですが、その体育館を「屋内グラウンド」に転用することも一つの方法として検討に値すると思います。冬でも利用できる「屋内グラウンド」を整備することについて、ご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

土の上で行う競技は野球のみならず広くあることは議員ご指摘のとおりであり、天候不良、特に冬期間の影響が大きいスポーツに取り組まれている町民が一定数いることも承知しております。

本町で平成27年4月から供用開始している屋内スポーツ館は、ニュースポーツを含めた幅広い競技に対応することを目的に、床面を人工芝とし、開館当初から雨天時などの練習場所として町内外の方々からご利用いただき、町民等の健康増進の一助となっていると受け止めております。

屋内スポーツ館の令和5年度の利用状況ですが、軟式野球やフットサル、テニス、グラウンドゴルフなど年間6,167人より利用いただき、10月から3月までの利用者数は4,263人で年間の70%程度という状況です。

なお、硬式野球は打球の速度や衝撃の強さが軟式野球とは異なり、施設損傷の危険度も高く、相当の施設補強が必要となることから、屋内スポーツ館の利用は不可としております。公共施設等の管理においては、限られた財源の中で将来にわたって必要な公共施設を適切に管理していくことが求められていることから、美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想を踏まえ、町民が利用しやすい屋内スポーツ館の管理運営を第一とし、冬でも利用できる「屋内グラウンド」につきましては、現在のところ新たな整備は考えておりません。

なお、旧仙南西小学校につきましては、令和6年3月31日付で借受人より施設の引渡しを受けておりますが、大規模な改修等による原状回復を求める箇所がないことにより、再公募可能と判断し、令和6年4月1日から6月28日までの期間で個人・企業の募集をしており、また、県の企業立地の促進を目的とした秋田県空き工場等情報登録にも掲載を予定しており、広く周知している旨を把握しているところです。現在、所管課において対応しているところですので、見解を述べるできないことにご理解をお願いします。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時14分）

